

定 款

(2024年3月26日株主総会決議)

スミダコーポレーション株式会社

スミダコーポレーション株式会社 定 款

第 1 章 総 則

第1条 (商 号)

当会社はスミダコーポレーション株式会社と称し、その英文は SUMIDA CORPORATION とする。

第2条 (目 的)

1. 次の①から③の事業を営む会社、これに相当する業務を営む会社及びこれらの会社の株式を所有してその事業活動を支配しある会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理
 - ①電気機器用電子部品の製造販売、研究開発及び研究開発の受託
 - ②自動車用電子部品の製造販売、研究開発及び研究開発の受託
 - ③前各号に付帯する一切の業務
2. 不動産の賃貸及び管理
3. 総合リース業
4. 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条 (公告方法)

当会社の公告方法は電子公告とする。但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、70,000,000株とする。

第6条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、市場において行う取引または金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けの方法により当会社の株式

を取得することを取締役会の決議によって定めることができる。

第7条 (単元株式数)

当会社は、100株をもって株主が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする。

第8条 (単元未満株式を有する株主の権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款において単元未満株式に係る権利として特に定めたもの以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利（当会社に適用のないものを除く。）
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第9条 (単元未満株式の買増し)

当会社の単元未満株式を有する株主は、当会社に対して、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを請求することができる。

第10条 (基準日)

当会社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主と定める。

2. 前項の規定にかかわらず、当会社は、前項の基準日の翌日から前項の定時株主総会日までに株式を取得した者の全部または一部を当該株主総会において議決権を行使することができる者と定めることができる。
3. 本条第1項に定めるもののほか、当会社は、必要がある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第11条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役がこれを定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、単元未満株式買取り及び買増しその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管

理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。
3. 株主総会の議長は、取締役会議長がこれを務める。
4. 取締役会議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役または執行役が株主総会の議長を務める。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会（当会社に適用されないものを除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3

分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

第 18 条（議事録）

株主総会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。

第 4 章 取締役

第 19 条（取締役の員数等）

当会社の取締役は当会社の支配人その他の使用人でない者とし、その員数は 15 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち 2 名以上は、社外取締役（会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。

第 20 条（取締役の選任の方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条（取締役の報酬等）

取締役の個人別の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の内容は、報酬委員会の決議によりこれを定める。

第 5 章 取締役会

第23条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第24条（取締役会議長）

取締役会議長は、取締役会の決議により選定する。

第25条（取締役会の権限）

取締役会は、会社法第416条第1項に定める業務執行の決定ならびに執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う。但し、取締役会は、その決議により、会社法第416条第4項各号に掲げる事項以外の業務執行の決定を執行役に委任することができる。

第26条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。

2. 取締役会議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。
3. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会議長が議長となる。
4. 取締役会議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第27条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第28条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

第30条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名し、もしくは記名押印し、または法令の定めるこれらに代わる措置をとることを要する。

第 6 章 委 員 会

第31条（委員会の設置）

当会社は、指名・監査・報酬の各委員会を置く。

第32条（員数等）

各委員会は、それぞれ委員3名以上で組織するものとする。

2. 各委員会の委員の過半数は、社外取締役とする。
3. 監査委員会の委員は、当会社もしくは当会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の執行役もしくは業務執行取締役または当会社の子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは支配人その他の使用人でない者とする。

第33条（選定方法）

各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

第34条（委員会の招集権者及び議長）

委員会は、当該委員会に属する各委員がこれを招集する。

2. 委員会の議事進行に関しては、委員会においてあらかじめ指名された委員が議長となる。

第35条（委員会の決議方法）

委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第36条（委員会の議事録）

委員会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した委員がこれに署名し、もしくは記名押印し、または法令の定めるこれらに代わる措置をとることを要する。

2. 取締役は、各委員会の議事録について法令で定める方法による閲覧または謄写をすることができる。

第37条（委員会規程等）

各委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める委員会規程に定めのある場合を除き、各委員会において定める委員会内規による。

第38条（その他の委員会）

取締役会は、その決議をもって第31条に規定する各委員会以外の委員会を置くことができる。

2. 前項の委員会の組織、権限その他の事項については、第32条ないし前条の規定にかかわらず、取締役会においてこれらを定めるものとする。
3. 第1項の委員会は、第31条に規定する各委員会の法律上の権限を制限し、または侵害することができない。

第 7 章 執 行 役

第39条（執行役の選任）

取締役会は、その決議により、2名以上の執行役を選任する。

第40条（任期）

執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

第41条（代表執行役及び役付執行役）

取締役会は、その決議をもって代表執行役1名以上を定めるものとする。

2. 取締役会は、その決議をもって、役付執行役を選定することができる。

第42条（職務分掌等）

取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係

に関する事項を定める。

第43条（執行役の権限）

執行役は、会社法第416条第4項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた業務の執行の決定ならびに業務の執行を行う。

第44条（執行役の報酬等）

執行役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会の決議によりこれを定める。

第45条（執行役規程）

執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める執行役規程による。

第 8 章 会計監査人

第46条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第47条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第48条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 9 章 役員等の損害賠償責任

第49条（役員等の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役または執行役（これらの地位にあった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 10 章 計 算

第50条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から毎年12月31日までの1年とする。

第51条（剰余金の配当等）

剰余金の配当は、毎年以下の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

中間配当の基準日 6月30日

期末配当の基準日 12月31日

- 当会社は、前項に定める場合のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 当会社は、取締役会の決議をもって会社法第459条第1項第2号ないし第4号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。
- 当会社は、株主総会の決議によっては前項に掲げる事項を定めない。

第52条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年以内に受領されないときは当会社はこれを支払う義務を免れるものとする。

以上